

平成18年度第1回

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

日 時：平成18年6月13日（火曜日）

午前9時30分から午後0時30分まで

場 所：宮城県行政庁舎 特別会議室

平成18年度第1回 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日時：平成18年6月13日（火） 午前9時30分から午後0時30分まで

場所：県庁4階 特別会議室

出席委員：森杉 壽芳 委員 田中 仁 委員 遠藤 勝彦 委員
長田 洋子 委員 加藤 徹 委員 高橋千代恵 委員
徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員 両角 和夫 委員

司 会 定刻となりましたので、只今から「平成18年度第1回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会」を開催いたします。

開会にあたりまして、小林企画部長より御挨拶を申し上げます。

企 画 部 長 企画部長の小林でございます。開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。

本日はご多忙の中、ご出席を賜りまして御礼を申し上げます。

皆様方には、昨年に引き続いて、公共事業の評価に関してご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

今年度は、昨年の倍以上となります33の事業についてご審議をいただく予定にしています。土木部所管事業では、河川、ダム、港湾、道路、街路の事業。産業経済部所管事業は、林道、農業農村整備、水産基盤整備の事業ということで、大変多種の内容となっております。この33事業の中には、再々評価になるものも8事業ほど含まれております。

なお、一昨年から導入を検討しております公共事業の事後評価につきましても、今年度も委員の皆様からご意見を賜りたいと考えております。

本日は、お手元の次第にありますとおり、今年度の部会の進め方につきましてご説明を申し上げた後に、河川及びダムの七つの事業につきまして、ご審議をお願いすることにしております。

限られた時間の中ではございますが、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。挨拶といたします。

司 会 本日は、森杉部会長初め、現時点で8名の委員の方々にご出席をいただいております。

行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますので、会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

それでは、お手元にお配りしております出席者名簿に従いまして、本日のご出席委員をご紹介します。

森杉部会長でございます。

田中副部会長でございます。

遠藤委員です。

長田委員です。

加藤委員です。

高橋委員です。

徳永委員です。

沼倉委員です。

なお、両角委員につきましては、1時間ほど遅れてご出席していただく予定になっております。

また、今年度から委員にご就任いただきました山本委員におかれましては、所用のため本日欠席との連絡が入っております。

続いて、宮城県の出席者を紹介いたします。

評価担当部局として出席しております企画部小林部長でございます。

同じく梅原次長でございます。

行政評価室末長室長です。

事業担当部局として出席しております土木部河川課橋本課長です。

なお、小林企画部長においては所用のため中座させていただきますので、あらかじめご了承のほどお願いいたします。

それでは、会議に入らせていただきますが、マイク的使用方法についてご説明させていただきます。

ご発言の際には、右下のマイクスイッチをオンにして、マイクのオレンジ色のランプが点灯したことをご確認していただいておりますようお願い申し上げます。

それでは、会議に入る前に、先ほど河川課の方から追加資料をお手元の方に配付いたしましたので、これについて河川課の方から一言ご説明させていただきます。

河川課 別記様式第1号、1枚ものがございますけれども、公共事業再評価調書夏川河川改修事業の赤書き訂正というものが1番。

次に、参考資料の(別)と書いております広域基幹迫川(夏川)河川改修事業の訂正版(11)でございます。これを2番。

それでは、三つ目でございます。別記様式第1号公共事業再評価調書(五間堀川河川改修事業)訂正版、1枚ものがございます。これを3番

次に、参考資料(別)訂正版でございます、1枚ものがございます。広域基幹五間堀川河川改修事業、これを4番。

次に、別記様式第1号、公共事業の再評価調書(多田川河川改修事業)訂正版、これを5番。

次に、水色の色つきのペーパーがございますけれども、カラーコピーの資料でございます。鳴瀬川水系多田川①と書いている資料でございますけれども、これを6番。

次に、参考資料(別)訂正版(11)これは内川上流総合流域防災事業、1枚ものがございます。これを7番。

最後でございますけれども、平成18年6月13日配付、審議資料2を8番。2枚ものがございます。審議資料2番、平成18年6月13日配付と書いてあるものを8番。

司 会 資料の方、よろしいでしょうか。

それでは、これより会議に入らせていただきます。

森杉部会長、よろしく願いいたします。

森杉部会長 一言、ごあいさつ申し上げます。

委員の皆様方には、今回の再々評価の時代から、引き続き恐らく5年以上にわたって、この審議をお願いしている次第でありまして、事務局の方よりも古いのではないかというような状況であります。

毎年、大変時間をかけていただきまして、正確な、しかも誠意あるご審議をいただいているところでございますが、今年も新しい案件が、特に漁港関係で上がってきております。また、色々特殊な専門用語が飛び交いまして、そして、理解していかなくはなりません、引き続きどうぞよろしくご協力のほどをお願いしたいと思います。

それでは、審議を行います。

審議資料をごらんください。

1枚、2枚、3枚目をめくっていただきますと、知事から行政評価委員会へ諮問がなされております。この諮問ですが、ご存じのとおり、この諮問は行政評価委員会条例、宮城県でつくっております条例ですが、6条第1項の規定、それから運営規定の第2条によりまして、本部会において調査審議を行うということになります。このために、毎年のごとく、部会を開催するというような状況になっております。

次に、議事録署名の委員をお願いしたいと思います。今回は遠藤委員と長田委員のお二人をお願いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

続いて会議の公開ですが、当会議は、毎年になっておりますように、公開です。傍聴に際しましては、宮城県行政評価委員会傍聴要領に従うようお願いいたします。写真撮影と録画につきましては、事務局職員の指示に従いましてお願いしたいと思います。

では、会議に入ります。

次第をごらんください。議事次第の1です。今年度の公共事業部会、この部会の進め方について、ご審議をいただきます。

まず、事務局からご説明いただきます。

行政評価室長 資料は配付済みの資料1、平成18年度公共事業評価部会の進め方についてというペーパーでございます。

まず、第1点が審議事項ということで、本年度の先ほど諮問書でご説明ありましたように、33事業について評価をいただくという予定にしております。

2番目として、先ほどお話しありましたように、事後評価については試行していますので、これについてもご審議いただくこととなります。

それから、2の審議の進め方についてですが、まず第1点が、昨年度の最後の部会のときにもご説明していますが、18年度については、審議案件がかなり多いということで、各分科会を設置して、ご審議いただくということにしております。この内容につきましては、先日、部会長と事務局の方で協議いたしまして、四つの分科会を設置しようというところでございます。

第1分科会につきましては道路、街路、林道、港湾、第2分科会につきましては農業農村整備、第3分科会につきましては水産基盤整備、第4分科会につま

しても水産基盤整備という事業をご審議いただきます。担当委員につきましては、部会長と協議の結果、記載の先生方に各分科会のご担当をぜひお願いしたいということでございます。

それから、丸印がついていますが、各分科会には、座長という役柄をお願いしたいということでございます。

(2)の部会審議の流れでございますが、本日の第1回部会の内容につきましては、今年度部会の進め方、重点評価実施基準による評価結果の報告、そして、河川、ダム事業の7事業の概略審議になります。

7月6日、11日、18日、この3日間については、第1から第4分科会、各1日ご審議をいただくという予定になります。

8月2日には第2回の部会を予定しておりまして、分科会でご審議いただく26事業の概略審議をご検討いただく予定になります。22日が現地調査の予定。それから8月24日が第3回、9月上旬が第4回というところで、10月上旬には、第5回の部会を予定しておりまして、この段階で答申案を取りまとめていただきます。10月の中旬には、答申となります。その後、11月の中旬には、第6回の部会を開催し、事後評価試行の報告させていただきます。

また、例年2月に行っておりました再評価事業の反映状況報告は、平成19年度第1回の部会に予定をしております。

県民意見聴取につきましては、6月8日から7月7日までの1カ月間、県のホームページ、県政情報センター等で提供しており、県民の意見を募集しています。

以上が今年度の部会の進め方でございます。

森杉部会長 ありがとうございます。

今のご説明いただいた件ですが、まず、分科会をお願いしたいと思っておりますが、基本的には、昨年だったと思っておりますが、第7回の部会におきまして、皆様方のご議論いただいた内容をもとに、このような形で分科会をつくってやってはどうかというような形で取りまとめたものであります。

分科会の中身ですが、これは審議対象の事業の論点整理を行うということです。質問がない場合でも、あるいは回答し了承を得られた場合につきましても、県の対応方針に関する意見集約は行わず、部会で審議状況を報告するというようにしております。

つまり、最終的な取りまとめは基本的にはこの部会で行うということです。そのための準備段階として分科会をつくるということです。しかし、実質的に、原案としては部会でつくっていただくと大変助かりますので、踏み込んだ形で原案をつくっておいていただいて、そして、最終的に改めてここで承認していくという形のもの階層性を持つことになります。

このように行いたいと思っておりますが、ご意見を伺いたいと思っております。できるだけ賛同していただきたいと思っておりますが、ご意見をいただきたいと思っております。

徳永委員 確認なんです、3と4の分科会はどういうふうに分けているのでしょうか。上から機械的に割り振っているだけですか。

No.19から26が第3で、No.27から33が第4ということによろしいですか。

行政評価室長 15カ所ですけれども、数が多いので、南の区域と北の区域で分けしています。

森杉部会長 中身を見ましたが、大体よく似ているんですね、事業としては。考えをバラエティはないですから、漁港関係は。だから、比較的、論点整理はできるのではないかと考えていますが。

よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、皆さん、今年また初めての試行ですが、ご同意いただきましたので、このような形で実行したいと思います。

次ですが、この分科会の運営につきましては、原則として公開ということです。これは、事務局の方でいろいろと調べていただきましたが、行政評価委員会の運営規定によりまして、委員会及び部会に準ずるものとなっておりますので、会議は公開となります。

非公開の状況が可能なのかなのかということにつきましては、情報公開条例の19条によりまして、当該会議の公正かつ円滑な運営に支障が生ずると認められる場合には非公開にできますが、今回の分科会の場合は、支障が生ずるということに該当しないと考えられますので、公開としたいと思います。ご了解いただけますでしょうか。（「はい」の声あり）

それでは、公開ということをお願いしたいと思います。

この件につきまして、他にございませんか。よろしいですか。

それでは、実作業が伴う分科会をご承認いただきまして、ありがとうございます。

以上で議題の次第1について終わります。今度は次第2の方に移ります。

これは公共事業再評価事業の審議です。今回の諮問となりました33事業、先ほど部長からご説明頂きましたが、事務局からご説明をお願いいたします。

行政評価室長 資料は、審議資料という諮問書と、資料2の二つを説明で使います。

まず、諮問書の審議資料ということで、知事から行政評価委員長あてに諮問されています。

33事業ですが、河川4事業、ダム3事業、港湾1事業、道路1事業、街路1事業、農業農村整備7事業、水産基盤整備15事業、合計33事業でございます。

この33事業の内訳としましては、再評価対象区分上、事業着手後10年以内に事業の完了が見込まれない事業としての再評価、これについては25事業です。それから、再評価実施後5年度以内に完了が見込まれない等の理由の再々評価、これについては8事業です。

それから、審議資料の5ページから8ページまで、33事業の各事業概要は記載のとおりですが、県の対応方針としては、33事業いずれについても事業継続としております。

次に、資料2につきましては、左側が33事業の概要説明でございます。右側の注7のところからですが、重点評価実施基準という基準で、指標の1から指標の5までありますが、指標の1につきましては、事業の停滞性、指標の2につきましては、当初計画工程からの進捗率の乖離度、指標3につきましては、事業費

の増加率、指標4につきましては、事業を取り巻く環境の変化がどうなっているか等について評価をしております。

これらの各々の点数の合計が合計の欄に記載していますが、最高点が15点で、点数が多いほど事業を進めるに当たって問題がありそうだということでございます。これを要再評価度として3区分しています。

3区分につきましては、問題が大きいという事業に関しましては、オレンジカードという意味でO事業と記載しています。それから、問題がありというレベルにつきましては、イエローカードということでYのマークをつけています。特に問題がないという事業については、Wのホワイトカードを付けています。

それで、今年度33事業のうち、7番の筒砂子ダム建設事業、それから8番の港湾環境整備事業の石巻港廃棄物埋立護岸、この2事業がイエローカードとなっています。7番は8点、8番は7点ということで、イエローカードの事業が二つあるというところでございます。

この二つの事業のイエローカードの中身としましては、事業の停滞が続いているということと事業費の増大です。これが影響して再評価度が高くなっているということでございます。この重点評価実施基準の結果についても、ご審議の参考としていただきたいと存じます。

説明は以上です。

森杉部会長 ありがとうございました。

筒砂子ダムにつきましては、今日この後、ご審議いただくことになっておりますので、そのときにいろいろと詳しいお話はいただけると思います。

ご存じのとおり、停滞は、前回の、これは5年前でしたか。事業再評価委員会で自主的に中止したこと、ご記憶の方もいらっしゃるかと思いますが、そういうことです。

ご質問、どうぞ。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、個別審議に入ります。

七つの事業について審議を行います。すべて再々評価に該当することになっております。河川事業とダム事業の2種類に分かれます。それぞれ1時間ぐらいを目安に審議をしたいと思っております。

初めに、審議資料の1から4の河川事業について20分程度で、課長、よろしくお願ひします。20分程度でご説明をいただきまして、残り40分を質疑という形で行いたいと思ひます。

では、よろしくお願ひ致します。

河川課長 河川課長の橋本です。よろしくお願ひいたします。

個別説明に入る前に、15年の再々評価以降に、いろいろ治水を取り巻く環境が変わっております。16年、17年と相次ぐ大水害が日本全国で起こっております。それと、宮城県では、今後30年に大規模地震が起きる確率がほぼ100%ということで、そういったことを踏まえて、この2年間、宮城県における治水戦略ということで検討してまいりました。その話を少しさせていただいてから個別に話しさせていただきたいと思ひます。

宮城の防災・減災ということでございます。

みやぎ緊急水害対策プロジェクトという名称で水害対策、それから宮城県沖の大規模地震津波緊急対策ということで、この二つを河川課で、今後5年ないし10年の間に集中的にハード、ソフト対策を行っていかうと。特に、今回の関連では、見える川づくり、これでございます。

ご案内のとおり、宮城県の財政状況、まだ好転しておりません。新財政再建プログラムが策定されまして、それに基づく整備計画を今回立てております。財源不足として約2,260億円でございます。4年間です。それに合わせますと、歳出で公共工事は、毎年5%程度の圧縮ということになってございます。そういったことを踏まえて、優先度を明確にして、防災、減災を基本とした評価をしまして、今回整備目標を立てております。5年ないし10カ年の実施計画でございます。そして、その間、いろんな状況がありますので、カルテをつくって進行管理をしっかりとやっていくということでございます。

ここに、ちょっと見えにくいと思いますが、真ん中に東北縦貫自動車道がございます。その東北縦貫自動車道を挟んで海側、これが宮城県としては低平地でございます。そのところの河川、23河川の一定区間を対象に、それからダム、これは長沼ダム、払川ダムの建設の完了、それと筒砂子ダム、川内沢ダムの調査について、18年から27年まで、総投資額700億を投資してやっていこうというプログラムでございます。現在、18年度予算は、補助事業で河川、ダムが合わせて80億ございまして、これから5%の低減を含めまして、年間70億程度の予算を、最小限70億というような予算でプログラムをつくってございます。

特に、河川におきましては、都市河川、気仙沼の大川、松島の高城川、多賀城の砂押川。それから七北田川、川内沢川、五間堀川、こういったところの都市河川、それから水害が頻発しております夏川、内川上流、また五間堀川、そういったところの河川。それから直轄と関係する、北上川の改修と関係する皿貝川とか、南沢川、あと迫川、こういったところに重点投資をして、一定区間を10カ年で、5年ないし10カ年で決めていこうということで、今回プログラムをつくっております。それをもとに今日のご審議をいただく四つの河川、ダムについてもそういった考え方でまとめてございます。

例えば、これが川内沢川放水路でございます。これは24年度に放水路を完成するというところでございます。後ほど川内沢ダムとの関連で、またご説明したいと思っております。

これは長沼ダムでございます。おかげさまで、今年、本体を発注しまして、5月11日に起工式を行いました。これで24年度の完成がほぼ間違いなく達成されるということの状況が変化しております。そういったことを踏まえて、筒砂子ダムについても整理をさせていただいたところでございます。これが見える川づくりでございます。

そのほか、いろいろソフト対策、危機管理体制、情報の提供とか地域防災力の強化、これがMIRAIという河川情報システムを今回供用しました。一般の人たちにも携帯電話、パソコン、そういったところから情報をダム、雨量、河川の水位、そういったものを入手できるようになりました。

いろいろあと水防法が改正されまして、特別警戒水位と避難の目安となる水位、首長さんが避難勧告を出す目安となる水位、こういったものを設定しまして、現地に表記しております。こういった取り組みも行っております。また、ハザード

マップ、これは水防法の改正で21年度までに、水防警報河川においては策定することになっておりまして、30市町村がございまして、赤のところは完了しています。紫は今年度予定、青がまだ完成しておりません。白は義務化がないところとございまして、県北地方、こういったところのハザードマップの作成をお願いしているところとございます。直に私、市町村長回りまして、よろしくお願いしたいということで21年度まで作成が義務づけられております。

海岸も危のうございます。侵食対策、侵食が甚だしくて、仙台湾側を中心とした侵食対策、また、津波対策ですね。河川の防潮水門の遠隔操作化、あるいは開口部の閉塞、そういった問題、あるいは避難階段等々の設置、あるいはソフト対策として津波ハザードマップ、避難誘導標識等の設置の支援、あるいは防災教育、そういったものに力を入れておりますし、これからも入れていきたいと、このように考えております。

これが海岸の事業、三陸沿岸は津波対策、仙台湾沿岸は、簡単に言いますと侵食対策、そういうようなことで進めております。

これが河川防潮水門の遠隔操作化なり、津波対策の避難誘導標識の支援、これは志津川町、今の南三陸町で2年かけて住民の方々と一緒にサイン計画を立ててやっております。そして、避難訓練も行っておる。また、三陸沿岸の小学校を対象にした防災教育、これも教材をつくりましてやっております。こういった取り組みを全県的に広めていくというようなことで進めております。

津波防災月間、5月が津波防災月間と定めまして、いろんなシンポジウム等も行ってございます。

以上でございますけれども、今後はこういった形で5年ないし10年の期間にハード、ソフト一体となった防災、減災対策を進めてまいりたいと考えております。

今日は特に、見える川づくりということで、河川とダムの方の評価書の中に十分考慮して作成をしておりますので、その辺をお含みいただければと思っております。

以上でございます。

森杉部会長 せっかくいいお話を伺いましたので、この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたら。

恐らく先生方もこのプロジェクトには色々なかたちでかかわっておられることと思います。国も連動していますし、市も連動していますし、学会も連動しております。いろいろな形で行われていると思います。大変いいお話を伺ったと思っています。よろしいですか。

それでは、お願いします。

河川課長 それでは、続きまして、調書の説明に入りますが、その前に、前々回と前回、いろいろ指摘事項等がございましたので、その取り組み状況をまず説明させていただいて、個別のものに入りたいと思っております。よろしくお願いします。

班長から説明させます。

河川課班長 では、13年度、また15年度行いました公共事業評価部会意見に対する対応

状況についてご説明させていただきます。

パワーポイントとまたお手元の資料でご確認いただきたいと思います。平成13年度は対象河川が五間堀川、多田川、内川（上流）の3河川でございました。

審議対象事業に対する意見といたしましては、なしということ。また、事業実施に関する意見でございますけれども、一つは、「河川工事に当たっては、生物や環境に十分配慮した工法とすること」というご意見、指摘事項がございまして、その取り組みとしましては、写真にございますように、現在すべての河川事業で、多自然型川づくりを実施しており、今後も在来動植物に配慮し、地域特性に応じた事業を実施してまいります。という取り組みでございます。

二つ目の指摘事項ですが、「可能な限り正確な事業費を見積もること」に対しまして、河川整備については、事業期間が長大であるため、短期間で完了する事業に比べ精度が低下しますが、今後とも事業費の精度を高めることに努めてまいります。こういった取り組みをしてまいります。

三つ目でございますが、「地域住民へ積極的に参加を求めていくとともに、十分な説明責任を果たすこと」というご指摘に対しまして、河川事業においては、河川整備計画の策定、変更時、流域委員会や地域説明会等を開催しまして、事業内容を説明するとともに意見交換会を行っております。また、事業の実施に際しても事業説明会を測量実施時、設計計画時、工事着手時等に行い、地域住民の意見を反映させながら事業を実施してまいっているところでございます。

次に、四つ目でございますが、「限られた予算の中では、河川整備というハード対策だけの治水安全度の確保が難しくなってきているので、洪水ハザードマップや保険、宅内貯留などのソフト対策も積極的に取り入れること」という指摘に対しまして、洪水ハザードマップについては、17年度現在、9市町村で作成が完了しております。さらには、17年度水防法の改正に伴いまして、平成21年度までに各市町村による作成が義務づけられたということから、今後も作成支援を進めてまいります。

また、そのほかに洪水予報指定河川の指定促進、水防警報指定河川の拡大、また、浸水想定区域図の作成公表、河川流域情報システムMIRAIによる情報提供、水防指定河川における警戒水位等の表示、写真にございますように、橋脚に表示しておりますけれども、大川の例でございますが、そういったソフト対策を実施してまいることにしております。

五つ目でございますが、「河川事業に伴う橋梁架け替えに関しては、橋梁の統合について検討する場を設けるとともに、そのメリット及び費用負担についてを住民に十分説明すること」、これに対しましては、橋梁の統廃合については、事業説明会時に地元の意見を把握し、道路管理者と協議しながら今後も進めてまいります。取り組んでまいります。

六つ目でございますけれども、「投資区間が判断できる工事工区とすること」、これは先ほど課長から説明があったように、宮城県における治水戦略、見える川づくりによって進めてまいるといことにしてございます。

また、7番目、「優先順位を明確にして重点投資を図ること」、これも見える川づくりできっちりやっていきたいというふうに考えております。

以上で、13年度の意見に対する対応状況でございますが、15年度におきましては、迫川（夏川）について指摘事項がございまして、「河川事業の再評価につ

いては、事業区間の広域化及び事業期間の長期化に伴い、事業効果がわかりにくくなっていることから、適正な事業単位とすることを検討するとともに、現在の5年ごとの再評価の期間を適切な期間とするよう検討すること」、これについては、事業区間については、宮城県における治水戦略、先ほどの見える川づくりによりやっています。また、河川事業の再評価実施間隔については、国交省の再評価実施要綱によりまして、「再評価実施後、一定期間、おおむね5年が経過している事業」と明記されておりますので、また、さらには、事業再評価実施後の対応状況について国土交通省への報告義務がありますことから、今後も実施要領に基づきまして事業評価を実施してまいりたいと考えております。

以上で13年、15年度に行われました意見に対する対応状況でございます。

森杉部会長 今までのところ、質問ありませんか。よろしいですか。それでは、また後からあっても結構です。では、続けてください。

河川課班長 それでは、河川につきまして、夏川、五間堀川、多田川、内川上流について、簡単に資料の説明をさせていただきます。

先ほど訂正資料ということで、1から8まで番号を振っていただきましたものが訂正箇所でございますので、あらかじめ配付しておりました資料に差しかえていただきまして、説明をお聞きいただければというふうに考えております。

夏川につきましては、画面にございますように、河川改修延長が8,810mでございます。下流のオレンジ色に塗ってあります河道掘削残しで6,500mが概成しております。今回は、その上流部、赤の破線で書いてございます2,310mについて、区間を延伸するというような状況でございます。

森杉部会長 ちょっと待ってください。場所だけちょっと思い出すために言ってください。どこの地図でしょうか。

河川課班長 調書の4ページ、5ページになります。

県北、ちょうど岩手県と宮城県の県境をぬって流れる川でございます。川の状況としては、宮城県、要は右岸側でございますが、南側の事業が先行して実施されておまして、岩手県が左岸側を工事してまいってきたところでございます。今年度、ちょうど宮城県が施行済みの箇所まで岩手県の施工が追いついたということから、その上流部について岩手県と共同しまして延伸したいという考えでございます。そういった意味で再開というような考えでございます。

また、こちらの写真の資料に戻っていただきまして、ちょうど橋向橋、オレンジ色の部分、6,500mにつきまして岩手県側と共同で今年度完了する予定です。その上流側2,300mについて延伸を考えてございます。

今後の整備状況につきましては、橋向橋から橋向堰、東北本線に向かいまして三つの工区に分割しまして、第1期区間については、平成24年度まで570m、その後、第2期を25年から27年、第3期をその後着手するというようなことでもございまして、平成14年の7月の出水状況、水防活動状況の写真、また、地元住民の方々から知事へ寄せられたはがき等について示してございます。

夏川については以上でございます。

森杉部会長 質問ございませんか。
質問ですが、この場合、今日いただいた資料1ですが、事業費の変更は、これはあるのですか、ないのですか。

河川課長 事業費の変更は50億円にふえています。延長しましたので。

森杉部会長 50億円に変えたというのはいつ行ったのですか。

河川課長 今回です。

森杉部会長 今回ですか。前と違って事業費が増えているということですか。

河川課長 そうです。

森杉部会長 わかりました。どうぞ。

田中委員 このB/Cの計算は宮城と岩手と両方合わせた形で出ているようなんですが、それぞれの流域の大きさとか、費用負担とか、もうちょっと細かい点について、どういうふうにバランスがとれているのかという、その辺も見てみたいと思いました。そういう資料はないんですか。全部ひっくるめたものしか出ていないんでしょうか。

河川課班長 両方一緒に、左岸と右岸だけの違いでございますので、費用対効果という面では、宮城県と岩手県と共同して出しているというような形でございます。

田中委員 いや、少なくとも、例えば流域のバランスとか、どんな感じになっているのか、せめてそのぐらいは見てみたいなと思ったのですけれどもね。

河川課長 資料をあとで整理します。

森杉部会長 そうですね。この件は、後から、次回にでも結構ですので、整理しておいた方がいいと思います。

沼倉委員 すみません。地元の要請ということで、登米市から要望が出されていると調書に書いてありますけれども、そのとおりでいらっしゃいますね。

河川課班長 そうです。

沼倉委員 ただ、先ほど、非常にいいお話で、いろんな形の洪水対策ということでのハザードマップで登米市は、今、今後作成予定となっておりますが、その積極性というのはいかがなですかね。なんか見ていると、県に早くつくってくださいというよりも自分たちでちゃんとハザードマップつくった方がいいんじゃないかというのがちょっと登米市に申し上げたいところなんですけれども。

河川課長 登米市は、今度合併しまして、旧中田町はハザードマップできています。夏川沿いの。

沼倉委員 そうなんですか。夏川沿いはあるんですね。

河川課長 石越はまだなんですけれども、そういう形で、先週も私行って、登米市長さんに、ぜひ早くつくってくださいということで言ってきましたので。

沼倉委員 そうですね。委員の方からもそういう意見があったと申し上げてください。

徳永委員 調書の4ページの氾濫、想定氾濫域ですが、これは何を想定されての想定なのかということと、それから14年のその被害というのは、具体的に、場所とか、どれぐらい広がったのかというような資料はないのでしょうか。

森杉部会長 もう一回。14年の被害の状況の資料が欲しいと。

徳永委員 写真はあるんですが、どこの写真かわからない……

森杉部会長 なるほど。それからもう一つ、なんとおっしゃいましたか。

徳永委員 4ページの氾濫想定域ですけれども、例えばどこか決壊しての被害想定なのか。

森杉部会長 それではお願いします。

河川課長 これは計画規模の30分の1、確率30分の1の計画規模の雨を降らせたときに堤防が切れたとして、全部で切れたとしてという数ですね。ですから、そういう想定して書いているわけです。全部というか、いろいろ切れるわけですね。そういう中で広がっていくという想定氾濫です。

森杉部会長 14年の氾濫は……。

河川課長 ですから、いろんなところで氾濫したのを重ね合わせているわけですね、氾濫区域というのは。そういう形です。

森杉部会長 14年の氾濫に関する資料はありますか。

河川課長 14年の氾濫は支川と下流の方が……。

加藤委員 関連して、その氾濫区域で、例えばそう氾濫した場合に、最も水深が深くなるのはどれぐらいですか。アイオン台風のときですと、大体この辺は4.9から5mぐらい水深、深くなっていますけれども、このハザードマップの中で一番深いところ。

森杉部会長　　今は答えられなくてもいいですよ。次回にお答えいただければ、それで結構です。

河川課長　　はい。想定氾濫の浸水想定区域図、迫川流域できていますので、後ほど。

加藤委員　　関連してもう一つですが、この夏川は、宮城県内の中小河川の中で、今整備進められていまして、これが完成した時点でも、非常に治水安全度低いと思うんですね。計算上は10分の1とか20分の1出していますけれども。といいますのは、流量配分図にありますように、迫川に合流する地点で、毎秒170トンですね。それで、ここの集水面積（流域面積）が約130平方キロぐらいあるんですね。そうしますと、洪水比流量が1.3トン毎秒、そういう数字で、これは断トツに低いんですね。ですから、61年の8・5豪雨のときには、洪水調節システムという形で土木事務所、土地改良事務所、土地改良区、市町村一緒に、夏川の水位がどの時点まで達したら内水排除のポンプはとめるということで、実際にとめて破堤を免れているんですね。ですから、現在、そういう洪水調節システムが残っているのか。先ほどいろんなソフト対策やられているという説明ありましたが、やっぱりここはそういう対応、必要なのではないかなと思うんですが、課長のお考えをお聞かせいただければ。

河川課長　　この迫川の排水調整につきましては、佐沼の錦橋、治水基準点で、K P 9 mになると自動的にとめてくださいという、それを迫川の排水調整の協議会をつくって、今も毎年やっております。そういうことで、確かに夏川は、比流量が小さいので、堤防をつくって、一部、小堤もありまして、鹿沼というところで越水します。ですから、ある程度自然遊水的な要素もあって何とかもっておりますが、そういった形でポンプが夏川流域、あるいは迫川流域にも多うございまして、そういう協議会をつくって、外水が高いときは、一たんポンプを停止してくださいというようなことで、農業の排水者と協議会をつくって、市町村とですね。毎年、そういう形で進めております。

長沼ダムが24年度に完成すれば、結構迫川の本川の水位も下がります。また、今回19年度に、いわゆる北上川と旧北上川の分派、このところのあれができ上がります。そうすると、迫川の水位が1 m下がります。これは非常に大きいです。ですから、非常に流れやすくなると思っております。ですから、そういった個々の部分だけでなく、北上川としてとらえて直轄と一緒に、直轄河川と一緒にやっていますので、19年度にはそういう状況になって、結構楽になるかなと思っております。

加藤委員　　本川の状況は、そういうふうに改善されるでしょうけれども、この夏川そのものは、この改修事業終わった上でも170トンしか流れないんですから、計画上ですね。そこのところはやっぱりさっき課長説明いただいた、洪水調節システム、きちんところを対応していただければと思います。

河川課長　　引き続き努めてまいります。

森杉部会長　ほかにございませんか。

遠藤委員　改修区間が8,810mというんですけれども、4ページの写真からお話をさせていただきたいと思います。認可されているその6.5kmに関しては改修済みということで、それから、上流に延伸が2.3kmということをご説明いただきました。でも、この写真を見る限りは、想定される氾濫区域というのが、上流にもう少し図示されていると思うんですけれども、8.8kmより上流への延伸という可能性も秘めているんでしょうか。その辺をお聞きしたいと思います。

河川課長　これは、下流の河道が狭いわけで、そういったことから、流れないということで、上から溢水するというごさいますので、下流の河道を改修すればそのまま引くと。上流は、昔20条工事で改修終わってしまして、直線的な河道ができ上がっているというごさいます。よろしいでしょうか。

遠藤委員　はい。

森杉部会長　それでは、ほとんど審議に近いようなご質問いただいていますので、今までのご質問の中身では、基本的に継続という方針でいいのではないかと理解しておりますが、引き続き関連する資料を次回出していただくという意味において、テンティブには多分大丈夫でしょうけれど、ちょっと残しておこうと。後から審議いただくかも知れませんが。

次の河川の方にお問い合わせできますか。

河川課班長　それでは、五間堀川の改修事業についてご説明させていただきます。

先ほど差しかえの資料3番、4番を差しかえていただきたいと思います。五間堀川につきましては、資料の5ページに位置図が書いてごさいます。県南、岩沼市を流れる川でございまして、岩沼市の西側丘陵地から岩沼市の市街地を貫通しまして、志賀沢川を合流して、阿武隈川等へ流れていく川でございまして。市街地を通る、平坦地を通る川という観点から、上流側の五間堀川上流工区、また、市街地にあります五間堀中流工区、また、志賀沢川流域の志賀沢工区、その志賀沢川からの下流の五間堀下流工区というような形で工区分けをしてごさいます。

パワーポイントの方を見ていただきたいと思いますけれども、その状況が書いてごさいます。今現在、下流工区2,600mのうち、吐橋付近の1,200mの築堤掘削が済んでごさいます。また、中流工区におきましては、1,300mが激甚災害特別緊急事業により概成してごさいます。

そういった状況でございまして、今回の整備、今後の整備でございましてけれども、写真を見ていただきたいと思いますけれども、上流については、農政のポンプがつけられていると。また、中流域については、国交省の排水ポンプが整備されてきているというようなことから、宮城県といたしましては、下流の工区につきまして、第1期区間としまして、矢野目橋までの600mを今後整備していきたいというふうに考えてごさいます。

森杉部会長 調書の概要を簡単にご説明いただくと、いいと思いますが。

河川課班長 わかりました。

森杉部会長 継続という県の方針と、適宜、調書を見てくださいということで結構ですが。

河川課班長 方針としましては、先ほど申しましたように、上流中流域の排水ポンプ等が整備されておりますし、されつつあるということから、下流の水路が流れます下流工区につきまして、今後残されている志賀沢川の合流地点、下流の矢野目橋までの整備を順次行っていきたいということでございまして、上流部と中流部と下流部並行して安全度を高めていきたいというのが県の方針でございます。

河川課長 ちょっと、お手許に8番の⑧の資料があるかと思いますが、五間堀川の補足説明資料、よろしいでしょうか。

平成16年の再評価、県営湛水防除事業上流工区槻木地区やっております。五間堀川の改修事業と調整して、効率的な整備を推進してくださいということでございました。そこに対応を示してございます。河川計画と湛水防除計画ということでございますが、先ほど中流工区はもう既に激特事業等によって国と県で整備を図りまして、中流部はいわゆる市街地でございますので、計画上は、五間堀全体で50分の1の計画ですが、10分の1でまず治水安全度が確保されてございます。

それで、上流工区は、ご案内のとおり湛水防除事業のポンプ19.5m³、河川計画上30分の1の安全度が確保されるというようなことでございますが、22年度を目標に湛水防除事業が進められているということでございますので、結構上流が工区が終われば、中流にも治水安全度の治水上のメリットが非常に多く出てくるかなと思っております。

それで、下流工区はむしろ志賀沢川という支川の流量を流すというような形でございますから、順次、貞山運河の合流点から上流、矢野目橋まで進めていくというような計画でございます。いずれも10分の1でございます。そういうことで、調整を図りながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

森杉部会長 ご質問、ご意見をお願いします。

いつでしたか、農水の方から上流部分で、農水で事業をやりますよという話がありませんでしたか。

河川課長 それが、これです。

森杉部会長 わかりました。勘違いしてました。

よろしいですか。

そうするとですね。今の五間堀川ですが、継続という県の方針をこの段階で承認してもよろしいでしょうか。特に、追加の情報とかいうことがないので、この事業の継続を承認すると。条件も今のところありませんということで

よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）
それでは、そうさせていただきます。

河川課長 ありがとうございます。

森杉部会長 次、お願いいたします。

河川課班長 それでは、多田川の河川改修事業についてご説明します。
先ほどお渡ししました資料の5番、6番、全面的に差しかえをお願いしたいと思
います。

これにつきましては、多田川の支川等の多田川本川を含め、支川も含んだ氾濫
想定区域をダブる計上をしていたというようなことがございましたので、今回大
変申しわけございませんが、全面差しかえというふうにさせていただきたいと思
います。

県北大崎市を流れます多田川でございますが、大きく古川市の東北新幹線から
西側にかけて幾つかの支川を合流しまして、旧三本木町を流れて鳴瀬川に合
流するというような川になってございます。

パワーポイントを見ていただきたいと思います。多田川の改修につきましては
は、オレンジと赤で塗った部分、大江川、渋井川、渋川、多田川本川、名蓋川と
いうような河川で事業を展開してございますが、多田川につきましては、本川に
つきましては、ちょうどJH、東北縦貫自動車道付近の1,500mまで築堤が
済みでございます。また、大江川につきましては、3,600m掘削築堤済みで
ございまして、今現在、多田川の一部、大江川の大部分について、工事を施行し
ている最中でございます。

多田川本川については、おおむね安全度が高まってきたということから、今現
在、集中的に投資をしておりますのが大江川でございます。この大江川についま
しては、水色で線を引いてございますけれども、旧大江川になる予定でございま
す今の大江川が水色で流れてございます。この部分については、古川市の市街地
であり、河川の拡幅が困難であるということから、上流で川を分岐しまして、新
大江川をつくっていくというようなことで、赤とオレンジ色で塗ってございま
す。その赤とオレンジ色で塗った大江川の部分については、現在、土地区画整理事業
が展開されておまして、市街地、新市街地の安全度を高める上でも改修が必要
であるということでございます。

今現在、ちょうど区画整理事業の北端で、北の端部にまで築堤、掘削が進んで
おまして、今後はその上流部につきまして事業を展開していきたいというふう
に考えておるところでございます。

5番の資料の7ページに、今の現在の整備状況の写真が載ってございます。上
の大江川の状況写真については、区画整理地内でできております遊水地の写真、
また、2番目の下の写真については、今後改修を行っていく上流側の写真、また、
8ページ、9ページについては、現況の多田川の状況、もしくは大江川の浸水、
多田川の浸水状況の写真を載せてございます。

以上でございます。

森杉部会長 ご質問、ご意見をどうぞ。

沼倉委員 こちらもハザードマップが市町村でつくっているかどうかという話で、先ほどの資料だと、どうもまだなのかなというのがありますので、強い見方をすれば、投資をしてもそれをより補完するソフト対策がなければ、120%の力を発揮しないという、やはり優先度をつけるという話あったと思いますけれども、それが下がってしまう可能性があるということで、市町村さんの方に十分に認識をしていただきたいと思います。

河川課長 大崎市につきましては、旧鹿島台町が既にハザードマップできております。これは61年8・5豪雨で吉田川が決壊、破堤していますので、これはいち早くつくりました。大崎市については、まだでありまして、5月に私、大崎市長さんとお会いしまして、ぜひ急いでやってくれというようなことで話してございます。なお、この大江川、やはり古川市の古川南土地区画整理事業、その中を河川と一体になって整備していく。調整池、いわゆる防災調整池を兼ねた調整池でございますので、そういった形で都市開発と河川改修を連携して進めてきたものでございます。

最終局面として、あそこに分水しまして、放水路といいますか、捷水路、あそこをこれからつくっていくと。これも見える川づくりで、期間中に完了したいと。ちょっと人家が連単してしまっていて、いろいろ計画を今きちっと見直して対応していきたいと思っております。

森杉部会長 この新しい川ですが、農業用水にも使えるのですか。

河川課長 ええ、農業用水も旧川から取ってございます。

森杉部会長 旧川から使っている、取っていると。

河川課長 旧川も、ですから、これから大崎市と協議して、大崎市の所管の川にするということで、今、そちらの方も県単事業で護岸を整備をして、そして引き継いでいくというふうにしております。

森杉部会長 それと、少し関連する情報として、ご説明いただくといいですね、次回で結構ですが。

河川課長 はい。

森杉部会長 ほかにどうぞ。

徳永委員 ついでと言っては何なんです、周辺の開発と一緒に一体となってやっているということで、それによる効果というのか、事業費が安く済んでいるとか、そういうようなことがあるのかないのかですけれども。

河川課長 それは、先ほど申しましたように、現河川は市街地を流れていますので、そこを拡幅するというのは物すごい家屋補償、移転が伴うわけでございます。新たな市街地開発がありましたので、そちら方に川を誘導しまして、一体となってやっけていくと。その中でやっぱり河川も、維持流量も流しまして、ただ単に洪水を流すだけでなく、市街地とあわせた憩いの場として整備をしていくということで、遊水池も実は、大崎市の公園として位置づけていくというようなことで、協議を進めているところでございます。

ここに、この写真で、7ページの、これは調整池の越流堤でございますが、こちら側、普通のときは公園施設として区画整理の中の公園緑地として活用していくというようなことで、大崎市と協議をして今進めておるところです。

森杉部会長 その辺も少し次回で結構ですので、整理していただくと迫力ありますね。都市河川として典型的な整備の仕方として、いいと思いますので。

ほかにどうぞ。

よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次、最後の案件の話をお願いします。

河川課班長 それでは、内川上流総合流域防災事業のご説明をさせていただきます。

差しかえ資料の7番、それを差しかえていただきたいと思います。

先ほど課長から説明がありました見える川づくりにあわせまして、年次区間を修正してございます。内川でございますが、資料の4ページに位置図が載ってございます。県南の丸森町を流れます内川でございます。内川には五福谷川という支川が合流しまして、阿武隈川に合流するような形になっています。

こちらのパワーポイントを見ていただきたいと思いますが、今現在、内川の本川につきまして整備を進めてまいりました。3, 175mのうち、オレンジ色に塗った部分でございますけれども、1, 500mの掘削築堤を済ましてございます。本川の内川の改修が大分進んだことから、支川五福谷川の1, 065mにつきまして、次の写真お願いしたいと思いますが、整備の第1期区間として、今の築堤を20年度までに完了させていきたいということでございます。また、その後、第2期区間としまして、暫定築堤でございます内川の築堤等を引き続き行っていくというようなことで、平成元年の8月には大規模な出水がございまして、このような形で写真のような形で被害があるというふうな状況になってございます。

詳しい被災状況の写真については、お手元の資料の7ページでございます。こういった被害に対応できるように、今後、五福谷川の支川の方を重点的に進めていくというような考えでございます。

以上でございます。

森杉部会長 皆さん、これもご記憶かと思いますが、橋がいっぱいかかっているものですよ。その案件が話題になったものですね。

どうぞ、ご質問、ご意見を。

ここは、集落は無事まだ存続しているのですか。だんだん人がいなくなってきた状況ではないですか。いや、高齢化して、今全国ですごく大きな話題にな

っていますよね。それで心配したのですが。

河川課長 丸森町はいろいろ施策やっけていまして、人を呼んでいますね。

森杉部会長 そうですか。わかりました。

徳永委員 ちょっといいですか。これ、個別案件ということじゃなくて、全体的になんですが、計画で何分の1にしようとしているのかとか、被害想定ですね。これが何分の1なのかというのがちょっとわかりにくいので、そこら辺、きちっと書いていただくと理解がしやすいのかなというふうに思いますので、よろしくお願ひします。

河川課長 わかりました。整理して、資料として次回提出させていただければと思います。

森杉部会長 今、わかれば資料いただけますか、その整備目標。全部整備目標同じですか。違いますよね。

河川課長 内川につきましては10分の1。宮城県の整備目標が10分の1。50mm対応ということでやっています。時間雨量ですね。

森杉部会長 すべて。

河川課長 あと、川によっては日雨量確率でやっているのもありますので、その場合は、例えば多田川は50ないし30というようなこと。それからあと、五間堀川も50。ですけれども、今の暫定ところは10分の1。10分の1から将来計画までステップアップしていくという。それからまず10分の1で守ろうやと、そういう思想でいきます。

流域面積が200km²を超える七北田川とか迫川とか白石川、こういったものは、戦後最大の洪水、これに耐えるようにしましょうというのが目標値です。そういうことで進めてまして。

森杉部会長 結構ですね。やはり整理していただけますか。今のお話で、何か整合性もいろいろ要りますね。大きな問題でも…

河川課長 実は、15年10月に宮城県では、治水安全度、河川の全部の治水安全度を全国初めて公表しました。長期目標も含めて公表していまして、インターネットに、ホームページに出しています。ですから、その資料を、今私持っていますけれども。それと今の整備の仕方とあわせて、あと氾濫区域とかという概念をちょっと整理します。

森杉部会長 ほかにどうぞ。

じゃあ、よろしいですか。この件も、以上河川ですけれども、そうすると、きょうのところ、次回もう一回いろいろとご説明いただく、資料を追加の資料をい

ただきますけれども、大体恐らく継続ということでもいいだろうというふうなご意見だと私はうかがっておりますが、しかし、一応最終決定は、次回にやると、こういうことにいたしましょう。

ただし、一つの五間堀だけ、これもきょうの段階で結構ですと、継続してくださいと、こういうふうに決めておりますので、残り3件は次回のご説明いただいたときに正式的に継続という方向で承認するという方針にしておきたいと思いますが、そういうことでよろしゅうございますか。（「はい」の声あり）

ありがとうございます。

河川課長 ありがとうございます。

森杉部会長 河川が終わりましたので、次、ダムですが、休憩をしたいと思います。両角先生にお出でいただいて申しわけないのですが、8分ほど休憩をさせていただきます、11時5分から再開したいと思います。

（休憩）

森杉部会長 再開いたします。
審議資料の5から7のダム事業ですが、説明を20分、質疑応答を40分ということですが、個別にいった方がどうも効率がよさそうですので、今のようなシステムで、このダムをやりたいと思います。
どうぞ、お願いいたします。

河川課長 それでは、ダム事業について、ご説明申し上げます。
前回の評価時の意見ということで、いわゆる環境に対して最大限の配慮をなさいということでもございました。15年も同様の指摘、意見がございまして、環境に対する国民の感心の高まり、これを受けて、環境影響の評価及び保全措置等の適切な実施が求められているという中で、国土交通省の所管のダム事業につきましては、15年12月よりダム事業の実施に際して自然環境への影響を低減することを目的に行う調査、影響予測、保全措置の検討、評価内容について詳細審議をするということになってございます。検討時期は、ダムサイトの決定、あるいは実施、それから実施設計、そして、工事が完成しまして試験湛水をする、その前の3段階において詳細に審議をするという仕組みができております。こういったことを踏まえまして、内容は、動植物の貴重種、水質、生態系、下流河川への影響、こういったものを検討するということの仕組みができております。

弘川ダムにおきましても、ダムサイトは決定しておりますので、実施設計段階において平成19年2月、今年度ですけれども、今年度に審議を予定してございます。弘川ダムにおきましては、そこにありますようなキンランの移植保護、それからオオタカの営巣、そういったものを既に県は事前に調査を進めておまして、現在もそういった所見を整理して、19年2月の詳細審議に向かっていきたいと思っております。

そのほか、いろいろ筒砂子ダム、そのほかの川内沢ダムについても、筒砂子ダ

ムは環境アセスが義務づけられておりますので当然のことでございますけれども、川内沢ダムにつきましても同様の措置をしまして予定でございます。

以上で、評価時の意見についての回答でございます。よろしくお願いたします。

森杉部会長　ご質問。現在、実際本体工事に直ちに入ることができるという状況にあるのは弘川ダムでしたか。

河川課長　もう既に入っているのは長沼ダム。今回の案件では弘川ダム。

森杉部会長　弘川ダムは、今から本体の工事に入ることですね。

河川課長　弘川ダム建設事業でございますが、2級河川南三陸町の伊里前川の上流に建設するダムでございます。総事業費60億円、ダムの目的は洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給でございます。

現在まで用地買収は完了してございまして、つけかえ県道、弘川町向線の改良を実施してございます。19年度までにダムサイト上流、田束山の、ツツジで有名な田束山の登山道のところまで工事を進めることができますと、ダムの本体に着工できるということで、つけかえ道路の工事を鋭意進めておるところでございます。20年度にダムの本体着工、24年度のダム完成ということにしております。

調書の中で変更点がございまして、当初の工期の予定が15年度でございましたが、24年度、先ほど申しましたように、24年度ということでございます。これは、16年3月に当時の歌津町長さんと基本協定の変更を結んでございます。工期を25年3月31日に改めております。そういった状況でございます。

若干、そういうことで工期がおくれましたのは、やはり本体を着工しているダムに、全国的な傾向でございまして集中投資をするというようなことで、ちょっと予算のつきが予定どおりでなかったということがございます。そういったことでございますが、20年度は間違いなくダムに着手できるということで、つけかえ工事の完成を急いでいるところでございます。

なお、南三陸町の歌津地区の上水道、これが需要が増加しておりまして、地元でもダムの早期完成を望んでいるところでございます。

以上でございます。

森杉部会長　ご質問ございましたら、どうぞ。

徳永委員　こちらの方の事業環境変化と判断理由のところの文章がちょっとよくわからないんですが、まず、この目的が上水道の確保というのもあるわけですね。それに対して、既に供用開始されて……、上水事情じゃなくて、下水が整備されたから需要がふえる。今ないわけですね、上水は。上水はないけれど、下水が整備されたので、上水がさらにふえるということですか。

河川課長　需要の増加が10カ年平均で約2%伸びてございます。それから下水道事業の

整備で、水洗化率が55%にのぼっておりまして、事業の進捗も85%ということで、こういったことに対して、水が要るということでございます。

徳永委員 はい、わかりました。

森杉部会長 これは、前回も同じですけれども、B/Cの値が小さいですね。1.28とか、そんな数字ですね。恐らく維持用水便益というのが建設費として差っ引いてあると思いますが、それはどのぐらいの値かというのは、資料に載っていますか。どうも投資効率が悪くて気になるのですが。

河川課長 参考資料4、費用対効果分析概要がございます。その資料の4ページ目に、不特定ダム建設費ということで便益を計上してございます。その資料に費用対効果の数字が書いてあるデータがあります。そこに、被害軽減A、不特定ダム建設費Bということで、費用と現在価値というようなことで、勘案しています。

森杉部会長 総事業費のうち、45億ですか。45億だとすると、46億のうち、不特定ダム建設費……。不特定ダム建設とは何のことですか。これが今の維持用水の便益に相当するものだと考えてよいのでしょうか。

河川課長 はい。流水の正常な機能の維持です。

森杉部会長 正常な機能の維持というものだと。そうすると、現在価値換算すると、被害軽減に対して、ほとんど1対1の割合で維持用水便益があるということを行っているわけですね。

河川課長 そのとおりです。

森杉部会長 国のマニュアルで、こういうふうにしなさいと書いてありますから、これをやっておられること自身は、問題だと思いますが、やはりやめてほしいとも言えないので言っていないんですが。やめてほしいと言いたいところですが、本当にこれだけの便益があるかということに対しては、半分しかないとしたら、B/C1割ってしまうんですね、恐らく。そんな状況で、余り効率がいい投資ではないですね。という指摘は、しておきたいと思って、今申し上げておりますが。にもかかわらず、前回も恐らく同じ議題になったかも知れません。住民の方々からも強い要望がありましたし。たしか、水不足を起こしているんですね。だから、水の供給の方としては、結構緊迫した状況にあるということで、県も優先的にこの事業をしてこられると思うのですが。

河川課長 名前がダムというより、生活貯水池という、いわゆる半島とか、三陸沿岸という水が少ないところの施策なんですよ、このダムは。生活貯水池用ということですから。そういったことで進めております。

森杉部会長 それならば、これも全く同じこと言っているのかな、前回と。それならば、や

はりこの水供給の便益というのを、県で独自でマニュアルつくって、それに相当する便益があるかどうか、ここでやっていくことが、この事業の正当性を裏づける根拠になっていくと思うんですよ。要するに水を供給するということですよ。だから、水1トンの価値というのはいろいろありますが、水道水に相当するものだと考えると、そのように考えるという方向はあります。

現在河川局は、その方向性を採用していませんので、この県の河川もできないということであるかもしれませんが、特に水道は市町村の事業ですからやらないと、ここで出さないということでしょう。その部分はもう少しフレキシブルの方がいいような気がします。

河川課長 やっぱり、河川環境といいますか、ここはいろいろ漁業も、白魚漁とかやっています、水がないと困るんですね。独特の漁法をやっていたりしています。それが生活になっていますから、やっぱりそういうことで供給をすると。そのメリットは、相当あると思っています。

森杉部会長 やはりそちらの方向のB/Cであるべきなのですよ。あるいは、それを加えた格好での。それが本領なのです。だから、この調書は、試験で学生の答案としたら、60点以下となるわけですね。課長がおっしゃるような方向のマニュアルが、今、今回やろうというのではないですよ。やはりどうしても要るのではないのでしょうか、今後も。

河川課長 じゃあ、問題提起として、追加というか、河川局の方にちょっといろいろそういう話もあったということで、我々の独自のということをちょっと検討してみたいと思います。

森杉部会長 ぜひ、ほかに何か所か、そういうことをやらねばならないというようなテーマがあったように思いますが、忘れまして。今一つこれですね。

徳永委員 今のと、先ほどの私の質問と関連するんですが、その水需要が増加しているというのが、前回の再評価以降下がっているということなんですかね。ということであれば、調書、前の調書がついていますけれども、水需要とか、ほとんど数値変わっていないので、そこら辺どうなっているのかなと。

河川課長 水需要が伸びているという認識で、ちょっとデータ、ちょっとあれなんですけれども……。

徳永委員 次回、説明していただければ……。計画の水量を直すまでには行ってないのですか。

河川課長 それはいいですね。早くしてくれという、あれです。

森杉部会長 基本的には変化していないということですね。

徳永委員　ダムができれば、それ満足するけれども、現在だと、早急に不足するよという
ような状況があるのであれば、そういうのも説明に加えていただくといいのかな
と思うんですけども。

森杉部会長　あれ、その資料見せていただいたな、どこかで。
打合せの時にはあったんですね。ではぜひとも次回で結構です。
はい、ほかにどうぞ。いいですか。
では、この弘川ダムですが、今回は審議はシビアにやっておくべきだと思います。
本体工事に入るということで、これも一步でも入ったら、絶対完成するまで
とめることできませんので、そういう意味において、今回はシビアに本当に効果
があるということをチェックする態度で審議を行うべきだと思います。
先ほどからお話がありますように、前回もかなり丁寧にやっていますので、皆
さん、そういう観点から見て仕方がないなど。しかし絶対進めるべきかという
と、気になるなと思いつつ、特に水の供給の方から。そういう形の住民生活ダム
とおっしゃいましたよね。

河川課長　生活貯水池。

森杉部会長　住民生活貯水池の観点からいくということがわかりますが、調書にはそれは何
にも書いていないということにおいて、疑いがありますが、多分、皆さん、今の
ところ、やはりやらざるを得ないという感じだと思いますが、次回に最終的な
審議をお伺いするとして、きょうのところはこのようなご質問が出ておりますが、
よろしゅうございますか。

河川課長　ちょっと確認。今回はそういう資料を調整して、提出するというです。

森杉部会長　特に水需要の観点とか。漁業関係がどのような状況になっているとか。B/
Cしなくても結構ですので、どんな効果があるだろうかということ整理して
いただくと、却ってわかりやすいと思いますね。

河川課長　わかりました。

森杉部会長　お願いいたします。それでは、よろしいですか。次にいきます。

河川課長　次でございますけれども、川内沢と筒砂子ダムについては、ちょっと前にお話
を少しさせていただきたいと思っております。

昨年の12月20日に、財務省原案の内示がございまして、その中で筒砂子ダ
ムと川内沢ダム建設事業について、平成18年度の予算計上を補助ダムとして、
補助事業として見送られました。予算はつきませんでした。知事も会見で述べて
おりますが、筒砂子ダムについては平成14年度から、川内沢ダムについては1
5年度からですね。最小限の調査のみを少額の補助事業費で継続してきたわけ
でございます。今般、国におきまして、厳しい予算の中で、予算の重点化という観
点がございまして、事業の進捗が見込まれないようなダムについては、全国的に

予算の計上が見送られたということでございます。14ダムが全国でございました。

本県のこの二つのダムにつきましては、事業の中止ではございませんで、今後事業の促進が可能となった場合、必要な予算を要求し、予算計上が再開されるというスキームになっています。ですから、戸籍が残っていると。ただ、事業費はまだゼロだと。ことしはつけませんよと。そういう中で、事業促進のための環境が整ったときといいますかね、そういったことをしっかり議論して、今後の方針を決めなさいというようなことの指示がございまして、今回、再評価におかけしまして、いろいろご審議いただきたいと思っております。

県としては、両ダムとも必要なダムと考えておることは変わりはありませんで、平成18年度は、議会におきましても県単独費を投入しまして、必要な調査を継続して実施するというようにしております。また、関係の市町村、あるいは住民の方々地権者、あるいはいろんな団体ございまして、そういった方々には既にご説明をしております、きょうも資料にはつけておりますが、ご理解をいただいております。

そういったことで、きょう、またご説明をさせていただきたいと思っております。そういう背景がまずはあるということでご認識いただければと思っております。

まずは、川内沢ダムでございます。川内沢ダムにつきましては、名取市の愛島笠島地区に建設する洪水調節と流水の正常な機能の維持を目的としたダムでございます。これは実施計画調査の段階でございまして、平成9年度から調査を進めてきております。

このダムにつきましては、いろいろ地質調査とかダムの概略設計などの基本的な調査を進めてまいったわけでございますが、先ほど申しましたとおり、なかなか十分な予算を確保することが難しい状況の中で現在に至っておるわけでございます。

そこで、川内沢ダムの事業の計画を載せてございますが、この計画は、平成6年の9月22日のゲリラ豪雨、集中豪雨で仙台空港周辺もちろんのこと沿川が甚大な被害を受けたということで、川内沢川の現道を拡幅するのではなくて、放水路で広浦、増田川と背割堤で広浦に抜くという計画を立てたところでございます。上流部につきましても河道を改修し、さらに上流に川内沢ダムを配するというところで、50分の1の計画規模で河川計画を立てたところでございます。

現在、今回のいろんな見える川づくりの中でも整理したのでございますが、川内沢川の放水路、これにつきましては、まだ、約80億程度の事業費が見込まれてございまして、まずはこちらの放水路に集中的に投資をして、24年度までに完成するというようにしたいと思っております。これは19年度からおおむね5年で完成を図るという緊特事業、緊急対策特定区間というのがございまして、おおむね5年で完成するという別枠の予算を国からいただきまして、やっていこうということで現在予算要望、新規要望をしているところでございます。

その区間が終わった後に、上流の川内沢ダムの建設というふうな形に整理をさせていただきたいと思っております。その間は、上流の、いわゆる未改修区間について、昭和61年8・5豪雨の際に、災害関連事業で県道の上流については、一応10分の1の安全度を保った改修をしてございますので、この区間について

きちっと河道を維持管理すると。それと地元からいろいろ説明会のあるときに要望がございまして、橋が2橋ございました。その橋が途中で橋脚がありまして、そこに流木がひっかかるということが平成6年にありまして、そこからあふれたというようなこともございましたので、その橋を先行投資的に、河川断面に合わせて、将来の河川断面に合わせて改築するというようなことを県単独事業で実施をしていくと、24年度までですね。そういったことで地元もご了解いただきました。

そういうことを河川の中でやっていって、そして24年度以降、25年度からまたしっかりと補助事業で調査をして、できれば、28年度頃から本体に着手できるような建設採択を受けるような形でもっていきたいと。見える川づくりの期間については、そういった形でまずは放水路の河川改修に重点投資し、なおかつ上流の維持管理をきちっとし、そして、24年に放水路が終われば、また、実調ということで、実施計画調査ということで予算をつけていただいて、28年度建設採択というようなスキームでこれから進めていきたいと、このように考えてございます。その間は、必要な調査は県単独費用をつぎ込んで実施していくというように、川内沢ダムについては整備させていただきたいというのが、きょうの趣旨でございます。

以上、事業継続というなかで、よろしく願いいたします。

森杉部会長 ありがとうございました。
 ご意見どうぞ。

沼倉委員 私、比較的、この流域に住んでいる人間なんですけれども、ここは基本的には、県が目標とする10分の1は確保されていると。仙台空港を守るような形で放水路もつくられると。川内沢ダムは、さらに必要だという理由が、結構、積み重ねてはきていると思うんですね。基本的に言うと、この地域は仙台空港という要衝がありますので、ここを放水路で守っているわけですよね。そうすると、それ以外の地域まで50分の1にする理由、地元住民ですからそれはありがたいのかもしれないんですけれども、本当にそういう地域なのかなというのが、結構あるのと、あと、私、要は線路の中心の植松地区に住んでいるんですが、正直言って、余り住民知らないんですね。ここで住民の声といっている笠島地区というのは、資料の5ページに地図があると思うんですが、そこで緑色に塗られている愛島地区でも、たぶん、一部、山に近いエリアだと思うんですが、基本的にここは農地なんですね。農地であり、恐らく宮城県内では10分の1、農地の場合にはしているんじゃないかと思うんですが、空港があるということで下の方は放水路をつくると。さらに、その上までつくる必要性といったときに、県民の税金使うわけですから、どういう説明なのかといったとき、住んでいる住民にもよくわからない状態なんですけれども。

河川課長 平成6年の9月22日、樽水ダム上流に時間雨量84ミリという雨が降りました。日雨量、総雨量は478ミリだと思っておりますが、そういう雨で増田川も大氾濫し、川内沢も大氾濫し、五間堀も大氾濫した。増田川については、激特事業で50分の1の整備が終わっている。この地区は50分の1、都市河川ですので50分の1まで、五間堀も川内沢も増田川も上げるということで治水計画を立

てました。そういう中で、放水路をつくると30分の1なんです、まだ。ダムをつくって50分の1。今、その段階施行の、全体の治水計画、放水路、それから中流部の河道改修、それからダムという中で、段階的に、もちろん田んぼのところは確かに氾濫しておった方がいいとおっしゃるかもしれませんが、ですけれども、やはり市街地もあります。東北本線の上流には区画整理したところありますよね。館腰駅のところです。そういうところをやっぱり河道がなかなか改修できなければ、上流で抑えなければならぬんです。そういうことも含めて、放水路、ダム、そして河道改修というようなことで、実は、この放水路を整備して、さらに、上流にも向かっていくわけですから、そういう段階を踏んでやっていきたいと思っています。

それと、委員、いろいろあの当時のことをそこでお住みになってわかっていると思いますが、やっぱりそういうことで、今回治水計画を立ててきたんですが、やっぱりそういう段階施行ということで、まずは下を向こうと。少なくとも国際空港の仙台空港は水浸しにしては、やはり知事の富県戦略にも係るものですから、そういうことで、いち早くここをやっ払い向こうと。放水路ですので、用地買収、これが平成7年ですから、10年たっているんですよ。19年に一括残っているところを全部買収します。それは用地国債を使って買収しまして、いくと。そして、工事をやっていくというようなことで、急ピッチに進めたいと思っております。その後にダム。ダムは必要です。ということです。

森杉部会長　これは、一つの論争ですが、どうぞ。

徳永委員　これは、前回も同じような議論で、前回も私もダムの機能、どこまで本当に機能するのかというところで疑問呈していたわけですから、今のお話で、要するに樽水の方は、ダムがあっても、結局増田川は氾濫してしまっているわけですよ。ということで、ダムというのはやっぱり降り始めからある程度で、その機能は停止してしまうわけですから、本当にそれが最善の策かというのが非常に疑問が残るんですね、これぐらいの規模のダムの場合。それよりは、当時も下流に排水場、ポンプをやった方が効果的なんではないのでしょうか。しかもこの区域は、山の水というよりは、内水被害も非常に大きいウエイトを占めるので、そういう意味では、果たして本当にこの川内沢ダムが要るのかどうかというあたりを非常に疑問に前回も感じていたところです。

それに対して、前回、とりあえず継続でといった部分には、やっぱり補助との、国の補助との絡みがあるので、あの時点では継続ということではしょうがないのかなという、そういう判断を私はさせていただいているんですけど。ただ、今回のことからいうと、国の方でもそれで予算をつかないという状況になっている中で、果たして本当に、このままずるずると継続ということで、調査費を計上する必要があるのかどうか。この際、きちんと整理した方がよろしいんじゃないのかなという気がするんですけども。

要するに樽水と比較してどうだという話も出てくると思いますし、果たして本当に川内沢ダムがどこまで機能するのか。別の対策もあり得ると思っていますので、それとの代替案の中で、どっちがいいのかということがきっちり議論しておく必要があるのではないのでしょうか。

河川課長 代替案については、前回いろいろご説明して、ご了解いただいているという認識の中で、説明をさせていただいているつもりでございます。

ダムにつきましては、確かに、平成6年の洪水については、二山洪水といえますかね。一回、洪水吐いて、また大きな水が来たということで、ただし書き操作をやったという中で、ダムの場合はもちろん壊れないように、ボウズといえますか、越流させて、それは入ってきたものをすべて出すわけですね。そういった中でやっているわけですが、今回、増田川については、激特事業で終わっていますので、放流量を10トンから40トンまで上げました。ですから、結構ダムの効果がまた発揮されると思っていますし、今後、樽水ダムについては、ゲート操作をなくそうということで、ことしから40トンにしたことで無人化も図ってきております。ですから、ダムについては、そのままじゃなくて、いろいろ今のダム技術も含めまして、あと管理のしやすさも含めて今後とも、もっと機能が発揮できるような形で樽水ダムも改良していこうかなというようなことで考えております。

この樽水ダムとこの川内沢ダム、兄弟のダムでございますから、両方ないところの増田川の流域を守ることはできない。そういうことでぜひ50分の1、増田川、一緒のダムですから、そういうことでぜひお願いしたいと思っております。

田中委員 先ほど来、樽水ダムと川内沢ダムという二つの関連でお話があって、その内の樽水ダムの話です。私自身、災害の後にいろいろな調査しました。先ほど課長さんの方から時間雨量70数ミリという話あったのですが、局所的には100ミリぐらい降っているところも実際あります。いろいろ評価してみると、先ほどお話しあったただし書き操作という非常に特殊な状況になったんですが、一定量の洪水流量をたくわえる効果は確かに持っていたと言えます。それは計画を超える雨量であって、それを超えたら要は効果は望めないわけです。それに対して、例えばソフト対策とか、そういうものと絡めていこうという、そういう流れでももちろんあるわけなんですけれども、このときの被害に関しては、設定された外力を非常に上回る降雨強度があったという中で、ある一定の効果は果たしていたというような評価をしております。

それから先ほど、整備の治水安全度についてです。30分の1、50分の1というような話があって、その辺をどう考えるかというところが一番大きなポイントなんだと思います。新しい河川法では、地元も含めた流域委員会での議論も重視している点です。もちろん公共事業という観点では、ここで、こういった委員会でお話するという必要性もあるのですが、河川のあるべき整備水準レベルといえますか、そういったものに関して議論する大事な場として、流域委員会というものが法律的にも考えられているわけでありまして、その場での議論において、地元での意見、ニーズといえますか、その辺はどんな感じになっているのでしょうか。それをご紹介いただけませんかでしょうか。

河川課長 平成9年に河川法が改正されまして、河川整備基本方針というのを1級水系109ありますが、あと2級水系は県がつくるといふふうになっています。それを踏まえて河川整備計画を策定するというふうになっています。その河川整備計画

策定するときに、地元の皆さんの意見、もちろん有識者も含めてでございますが、そういった委員会を開いて、オーソライズしていくと。それは、基本方針を踏まえて、今後30年ぐらいにどういう事業をやっていくかということ的位置づけていこうということ。それから維持管理の方針とか、いろんな計画をそこにうたうことになってございます。

川内沢につきましては、名取川水系でございまして、名取川水系については今、国の方で来年度、ここ2年ぐらいで全水系109、1級水系、全水系の河川整備基本方針ですね、作成するということになっていて、それを踏まえて我々も河川整備計画をつくっていきこうということにしておりますが、そのための調査は、これまでやってきております。まだ、ここは流域委員会は、13年に一度流域委員会を立ち上げてございます。ただ、こういうことがあってなかなかまだ開いてその後停滞してございますが、今後、そういう基本方針を踏まえて河川整備計画をきちっと立てて、その中に川内沢ダムを位置づけていきたいと考えております。

森杉部会長 その流域委員会で、今おっしゃったようなダムの必要性についての議論は結構、多分あるのではないかと思います。多分公募の委員を選んでおられると思いますので、そうすると、市民の方から特に反対派の人たちも入っている場合もあると思います。そのような議論は行われていませんか。僕は行っているのではないかと考えているのですが。

河川課長 もちろん、いろんな河川整備計画の委員会をつくってやっていますので、その中でいろいろ話が、そういう中で反対意見なり、あるいはいろんな意見が出されます。それをいろいろ議論し合って、我々も資料を提出して、そういったことをご理解いただいて位置づけていると。今回いろいろ気仙沼の大川、これも新月ダムの問題あって、ダムをやめるという中でいろいろ代替案を出してやってきております。そういった中で、ことしの1月に大川の基本方針もできたと。それを踏まえて整備計画も立ててきたというようなことで、いろいろな反対意見なり、いろんな前向き意見なり聞きながら、真摯にそれに対して対応して計画を立ててきているというような状況です。

両角委員 よろしいですか。

森杉部会長 はいどうぞ。

両角委員 2点ほどお伺いしたいのですが。ダムの必要性の議論は、いろいろとあったと思うんですが、当面、その河川の改修をやって、緊特事業というんですか、その河川の改修をやるということですね。その後にダムに着手すると。24年に申請して28年から着手ですか。ちょっと、その簡単なあれなんですけれども、本当に必要だったら、同時にもっと早く事業の申請をして、もっと早く着手するということもあり得ると思うんですけれども、これは緊特をやってからダムをやるという順番ですね。同時並行でやらないで、そっちやってからこっちやるというのは予算上の制約ですか。それとも何かもっと別な理由があるのかどうか。その着手が何か、ちょっとこれ見た感じでは、なぜこんな遅くやるのかなという、

非常に素朴な疑問なんですけれども。

河川課長 当初は、放水路とダム、一緒にやっていくということで地元にも説明してきました。仙台空港を50分の1でも守ろうということでやってきました。しかし、県の財政も厳しくなったという中で、今回、先ほどちょっと委員、いらっしゃらなかったんですが、見える川づくりということで、今後10カ年でどういう整備を県としてやりますよということをお示しました。そういった中で現在80億というダムと河川の補助事業費ございますが、今後5%削減というようなこともありまして、70億ということで投資プログラムをつくってありますが、毎年ですね。そういう中で、まずはダムにですね、今着手しているダムを先に仕上げる。そのためのダム予算を先取りするということ、その先取りして、ということで長沼ダムと払川ダムをまず終えようと。大体40億からなりの事業費になります。そうすると残った30億で河川改修をしていくと。

両角委員 予算上の制約……

河川課長 予算上の制約と、それと、やはり都市河川ですので、早くそこを何とかしたいということもありまして、そこに集中投資、1歩1歩段階的に治水安全度を上げていくということをして……

両角委員 その間の安全性というのは、やっぱり28年までの間は10分の1とか。

河川課長 それで、先ほども治水戦略としてお話ししたんですが、ハードとソフトということで、水防法の大改正がありましたので、ハザードマップを作成すると。もう既に名取市は岩沼市も含めてハザードマップできています。そういうことでやっていますし、いろいろそれを踏まえて避難訓練とかも、これからことし計画をしております。そういったことで、両方からアプローチして、何とか先ほど田中委員からもありましたが、計画超える規模の雨も降りますので、避難とかそういう、あるいは情報の提供、避難のための情報の提供、こういったものを両輪でやっていくと。そんなことで進めていく、そういう方向でございます。

加藤委員 土木部の河川課がつくった増田川圏域、流域懇談会のようなもの、それ、僕も1回目の委員会に入っていて、委員長が東北大の真野先生でした。それで、1回目の委員会の状況としては、委員が20人ぐらいいたんですが、おおよそダムをつくることには、そんなに大きい反対はなかったんです。というのは、被害があって、そんなに年数経過していませんでしたからね。多分その後ですね。ただ、このダムの取り扱いの問題が県の方で出てきて、それで懇談会は1回だけで中止というか、休んだ形になっているんですね。そういう状況がまず一つですね。

それから、先ほど徳永先生からの発言で、下流にポンプをつけたらという、いわゆる代替案のようなものもあるんですが、そのことに対しては、県の方で上でダムで、例えば40トンか45トンカットしなければ、ポンプで排水する場合は、その量を含めて河川に流してこなければならぬわけですね。そうすると断面の問題も出てきますので、その辺きちんと委員の先生方にわかるような説明資料を

おつくりいただいて、次回にでも検討すればいいのかなと思います。

河川課長　それで、ちょっとこの参考資料3、ページ振ってなくて恐縮なんですけれども、肩の方に(7)と書いてあります。これが計画洪水流量配分です。括弧はダムのない場合の流量。川内沢ダムの評価書の調書の参考資料の3……。

森杉部会長　厚い資料の6の7ページですね。

河川課長　こういう計画洪水流量配分図ありますね。基本高水というのは括弧書きで書いてあります。貞山運河、南貞山運河のところで150トン、東部道路のところで130トン等々書いてありまして、これはダムによってカットするという中で、カットした後は、裸書きの、例えば東部道路で95トン。95トンを放水路に85トン、こっちに10トンと。これは外水(がすい)、いわゆる外水(そとみず)、雨降ったものを川に導いて流していくということです。

徳永委員おっしゃるのは、そのポンプというのは、内水排除ですよ。その90トンを河道ポンプで、150トンを河道ポンプで吐くといったら、これは物すごい……、宮城県にはございません。江尻排水機場が70トンです。あと、阿武隈川の先ほどの五間堀は40トン、今設置してあります。これは多分無理です。南貞山運河からまたあふれます。海に吐かなければならない。そういうことになります。ですから、それは、ポンプというのはあり得ないと。河川計画上、ここではですね。内水排除をするのであれば、それはあります。それで、名取川については、国営のかんがい排水事業等もやってきて、ある程度の内水排除ポンプが川内沢の下流の方にございます。そういったことで、これは外水を受け入れて、広浦に流すんだということでございますので、ちょっとポンプ案というのは、ちょっと選ばれない規模だと思っております。

徳永委員　前回私が提案させていただいたのも内水対象のポンプということですね。しかも海までやったらという話もさせてもらっていると思うんですが、それはいいんですけれども、具体的になぜそれではだめなのかと。ダムの方がいいのかということをごきちんと説明していただきたいということですね。だから、これ、瞬間の絵でしかないもので、降雨が続けば、1時間続いて2時間続いてぐらいいいのかもしれないんですが、半日続いたらどうなるのかというようなことも含めて説明していただかないと、樽水ダムの例もありますので、ちょっとこれだけでは納得できないということなんです。ですから、その辺をきちんとしていただければいいかと思うんですけれども。

森杉部会長　加藤先生のおっしゃった先ほどの委員会の方では、そのような検討はないままにストップするわけですか。

加藤委員　そうですね。具体的にはね。ただ、ダムは欲しいという希望の方が多くてですね。その時点ではですね。

河川課長　いや、こういう計画を示すときは、もちろん、雨からハイドログラフを作って

流量を出してやっているわけですよ。ですから、その結果だけです、これは。結果ですね。

森杉部会長　　そうすると、これは、その雨の降り方の仮定そのものも大問題となりますよ。そうすると、この流量配分そのものが、本当に妥当なものかどうか。過大評価して、ダムの正当性をやるような雨の降り方とか流出の仕方をやっているのではないかという論争になってきます。これは実際に、今、岩手県でそういう論争があります。しかし専門の先生は、ダムに反対派の先生と賛成派の先生がおられて、ここで論争です。今からこれをやるとしたら1年がかりですね。そのくらい大きな問題であると僕は思っています。だから、ここで、これは絶対正しいと言われても、そうは思いませんという論争になってきます。

河川課長　　再々評価であるんで、私もけりがついているのかなと。その辺は終わっているのかなという認識でしゃべっていますので。

森杉部会長　　正直なところですね、その論点はないままです。余りすぐ工事着工しませんので。その論争をしないまま、ここにきているわけですよ。で、徳永先生はちゃんと検討すべきではないかとおっしゃいます。必要性かどうか。こういう問題提起ですね。作業大変なのです。

岩手県の経験では大変になっていくのがわかりますが。具体的な流量計算がいるわけでしょう。できているのですか、それは。

河川課長　　この中で、これを出しているということはやっているんですよ。

森杉部会長　　やっているのはわかっています。その過程が問題なんですよ。

やっている内容が、やっているときに想定している過程が、係数が問題なんですよ。そこで論争になるのですよ、これは。山形県でも同じことやっているよ、今。

徳永委員　　地元の市役所の人と会ったのですが、多分国の予算が止まったということで、中止されたものだという事で納得されていたようでしたので。

河川課長　　中止ではないですよ。中止では。ちゃんと市長さんにもお話ししておりますけれども、ここに地権者の関係する皆様へという土木部から出していますけれども、これを読んでいただくとわかるんですけども、中止ではありませんから、そして、いろいろ整理した段階で再開と。踏み出せるときには再開ですよということなんです。ですから……

森杉部会長　　それが現在の方針ですね。

河川課長　　国としてもまだ残っているんです。要は、我々括弧ゼロというんですけども、いわゆる戸籍は残っていると。

沼倉委員　ちょっと別の観点からの質問なんですけれども、ここでB/Cの計算で使っているベネフィットは、既に、放水路で30分の1までの分は担保されているわけですから、ここで使うベネフィットというのは、50分の1と30分の1の差額分をベネフィットとしてコスト計算でもってきている計算でいらっしゃるんですか。

河川課長　ダムだけの効果として算定しています。ですから、放水路の部分は30分の1ですけれども……、30と50の差ではないということです。ですから、ダムによって、だんだん3分の1、5分の1、こうやっていきますね。ですから、上流も氾濫しているわけですから、放水路だけでなく。

沼倉委員　上流も氾濫すると、上流は上流の被害部分が、逆に全部がかかってくるわけじゃなくて、上流の被害部分に特定してということになり……、そういうちょっと、そののより詳細な計算をしていただいた方が、やはり上流部分が農地であり、逆に下の方が国際空港であるという。恐らくここの土地利用は名取市の位置づけでは農村地域という位置づけの部分なんです。ですから、被害を見ると、しかも下の方は30分の1、放水路で担保されていると。じゃベネフィットはといったときに、一律大ざっぱにというのは、ちょっとおかしいのかなと思っていますので。

河川課長　これも全く、前もそういう議論があったと思います。河川改修のベネフィットとダムのベネフィットですね。少なくとも50……

森杉部会長　当面やめているからと思いますが、やはりやりますか、時期ですから。少し詳細にご説明いただくようなこと、やりますか、一回。

河川課長　代替案の可能性の検討というのは、前にお話ししているんですけどもね。

森杉部会長　実際に、それは、また、本当に正しいのかという問題ですよ、いま議論しているのは。

田中委員　そうですね。私、さっき、流域委員会の話をさせていただきましたが、技術的な話はそちらである程度やっていたかというようなことで、そちらがある程度進捗しているのであれば、ここではそういう結果を受けた議論でいいのかなというようなことを考えてはいたんですが、どうなのでしょう。どうしても必要であれば。

徳永委員　私の疑問は、比較的簡単で、毎秒45トンというのはわかるんですけども、120万トンというのがどれぐらいのものかというのを説明していただければいいんですよ。貯水量を。

河川課長　ボリュームで、ダムのボリューム。

徳永委員　ダムの洪水調整能力ですね。

行政評価室 事務局からですが、今回の資料の後ろに、参考6として付いている資料が前回の再評価のときの資料になります。これを見ていただくと、河川課長が言うように、代替案の検討にはかなりの資料を前回も出しておりますので、これを上回るものをまたというとなかなか苦しいのかなと思います。

森杉部会長 資料6というのはどれでしょうか。

行政評価室 川内沢ダム建設事業の資料6の後に、6参考ということでつけております。今回の資料よりも分厚い資料は、前回再評価時の資料です。

この資料で説明の足りない部分があるのであれば、新たな資料ということがあるでしょうけれども。

沼倉委員 すみません、代替案って何ページですか。

森杉部会長 3の5、6、7

徳永委員 ちなみに前回、私がポンプと言い出したのは、内水排水で40トン以上、入れているんですね。だから、上流で40トンとめても、わきから40トン入れているので……。だから、同じぐらいなんじゃないのという疑問もあったりして、ですから、そこら辺があんまり納得できていない。

河川課長 外水だけでなく、内水も受け入れなければならないので、そのためにもダムが必要なんです。内水もやっぱり浸水したら、流域に降るわけですからね。上の山だけでないですよ。だから、平地にも降るわけですよ。そしたら、沼倉先生のおたくも浸かるんですよ。そのポンプはその排水を排水機場で吐くという、受け入れられる……。それはどうするかは別ですよ。ですけれども、川としては計画論としては、それを取り込んでいます。砂押川なんかもそうです。砂押川100トンの多賀城の内水を受け入れると。遊水地をつくるというようなことになっているわけですよ。同じです。外水だけでなく内水も入れる。すべての計画そうです。迫川も内水比流量1で100トン入れて、そういうことでやっていますし。

森杉部会長 この資料でだいたい、どんな状況かというのを……。あまりよくわかりません……。前回の資料ですね、これは。

沼倉委員 地元の住民とすると、結構、大雨が降った平成8年から地元の状況いろいろ変わってしまっていて、空港に行く道路ができたりして、川のこっち側に田んぼの間にできたりして、逆に水が来ないのかなとか、いろいろ思うこともあるので、そういう意味では、平成13年のときの調査が多分なさっていると思うんですけども、それから、経済環境なり土地利用の変化もあるという意味では、もしかしたらもうちょっと調べていただかなければいけない部分なのかなというような感じは持っているというのと、あと、本当にちょっと地元の声を再確認みたいな形

ですね、特定の利害関係者とかそうではなくて、広い意味で聞かれる機会を、洪水の後にはとっているのかもしれませんが、必要なようにちょっと感じてはいます。委員としての発言じゃないかもしれませんが、すけれども。

森杉部会長 いや結構です。

河川課長 その辺についてですが、あそこに、都市計画街路の仙台空港に行くオーバークリッジの道路ですが、あれはあいていますからね。あいていますから水は漏れます。それと盛土したら、かえって湛水がふえます。土を盛ったら、今まで田んぼだったところに盛れば、その分だけ容量が減るわけですね、湛水区域として。だから水位が上がる。ですから、宅地開発で後からの人がどんどん高く盛っていくんですよ。そうすると水位が上がっていくんです。それが神奈川県で鶴見川ってありまして、総合治水とかやっている。ですから、多分沼倉委員のところも盛土してつくっていますよね。中には防災調整池あります。確かにあります。ですから、盛土すればその分だけ沿川は水位が上がると。

それともう一つ、住民の意見ということなんですけれども、川内沢のダムについては、毎年いろいろ住民の方々にその利害関係者といたしますけれども、13名です、ダムの地権者は。しかしその周辺の関係者、笠島地区居住関係者、あと、議員の方々、いろんな代表の人いますけれども、40名を数える方々にご説明をしてきております。そして、今回、この事業を一たんこういう形になりますので、川内沢川笠島地区河川整備懇談会というのを立ち上げました。そういった中で、今後のダム建設に関する事、川内沢の整備に関する事、いろいろ情報を伝えながらいろいろ協議をしながらやっていこうという仕組みをつくりました。ですから我々もそういう意見を聞きながらやっていくと。確かに、下流の方々の意見も聞かなければならないですけれども、下流の方々は多分、ダムをつくっていただければ、下流には洪水がカットされるわけですから、多分、よろしいのかな。ただ、逆に地権者は何で我々そういう犠牲にならなきゃならないのというのは言われるはずです。そういったところをうまく調整するために、こういう懇談会をつくっていく。さらには河川整備計画を策定するときに、上下流の人に入っただけ、そんなことで進めていきたいと思っております。

森杉部会長 提案です。どうぞ。

河川課長 それから、地元には、増田川・川内沢川総合改修整備促進協力会、これは下流も含めた協議会がありますので、そういった中でいろいろ毎年要望活動をされておりまして、国にもそういったことで要望に行っているのと、自主的にですね。そういったことでやっていただいています。ですから、全然何もなくてやっているわけではないということだけご理解いただきたい。

森杉部会長 提案です。これはかなり色々な問題点があるようですので、最終的に継続か中止かということも含めて、今のような問題点に対して一定程度答えられるかという形の分科会を、正直言うと田中先生ですが、田中先生と加藤先生とでつくっていただいて、そこで自由な討議をお願いしまして、整理してみるということはい

かがですか。（「賛成」の声あり）

かなり技術的な問題ですし、大体論点も出てきたように思いますので、こういうことをやるという方向で、事務局の方もご検討頂けませんか。私はこのように提案しておきまして、当面の承認の得られているという状況だけご判断いただきまして、どうしても無理だということであれば、改めてこの討議にかけることにいたしますが、基本的によろしければ、その方向でここの取り扱いをしたいと思いますが、よろしいでしょうか。（「はい」の声あり）

河川課長 はい、わかりました。

森杉部会長 それでは、筒砂子ダムが残っておりますが、時間がないですね。筒砂子ダムは、同じ論点がありますかね。

河川課長 ちょっと、補足説明資料をちょっと、もしあれば……、ありますので。

先ほど申しましたとおり、筒砂子ダムについても18年度補助事業費の予算計上が見送られております。これはただ建設ダムでございます。2の筒砂子ダムを取り巻く環境の変化というところを説明させていただきますが、宮城県の財政状況でございますが、依然として厳しいのは先ほど申したとおりでございますが、先ほど来からそのために毎年、ここ4年間、5%程度事業費を圧縮するというような形になってございます。また、ダム建設状況は、小田ダム、これがことし3月完成して管理に移行していると。それから長沼ダムが先ほど申しましたとおり、23年3月まで本体工事が完了すると。すべての事業が24年度の完成がめどがたったということでございます。

実は、筒砂子ダム建設事業は、財政状況によってダム建設予算の確保が図られ、現在建設工事中のダムの完成の見通しがつく時期、長沼ダムの完成の時期まで最小限の調査費としてやっていくというようなことで継続になったわけでございますが、その中の財政状況と、それから長沼ダムの完成のめどがたったという中で今回判断してございます。それと、3番目で河川整備基本方針、鳴瀬川の河川整備基本方針が2月17日に策定されまして、この中で洪水調節施設として漆沢ダムと筒砂子ダム、田川第1ダムの三つの施設で800トン調節するというところでオーソライズされました。河道への配分が200トンふえまして、三本木で3,300トンに変更になってございます。それを受けまして河川整備計画を作成するというところで、東北地方整備局と宮城県で合同で流域委員会を設置しまして、18年度内に策定する予定でございます。この中に、筒砂子ダムと田川ダムの建設を位置づけるということで整備局と調整をして今進めておるところでございます。

一方、4番目でございますが、国営かんがい排水事業の鳴瀬川地区、利水用になっております二ツ石ダム、これが21年度に完成する予定でございまして、田川ダムも筒砂子ダムの完成を待たず、いろいろ受益者負担金の徴収が開始されるというようなことから、農政サイドからの同ダムの早期建設着工が望まれているところでございます。また、ダムの地権者も高齢化が進んでおりまして、何とか早く用地補償をお願いしたいというようなことで早期解決を望んでおるといような環境の変化がございます。

先ほども、後ろのページですが、今後の投資計画の中で、宮城の治水戦略の中でお話ししました財政再建プログラムに基づいた見える川づくりの中で、長沼ダム、それから弘川ダム、これが終わると。そして、さらに二つのダムを建設着工に向けた準備をする調査を費用を合わせて700億というようなことをお示しましたが、そういったことで、財政再建プログラムと整合とれた形で投資計画をつくりましたので、そういった点が一つと。

それと、長沼ダムが確実に24年度に完成する見通しが立ったという中で、筒砂子ダムは、もちろん28年度までの本体着工、これは以前と変わりませんが、そのための準備をしっかりと来年度からやっていきたいというようなことで今回提案させていただいております。19年度補助事業で、今まで400万円でしたが、5,000万円程度を要求しまして、必要な調査を進めていきたいと、このように考えています。

なお、田川ダムにつきましても国の方で県と連携して、両方のダムができない限りは、満足しませんので、そういった形で歩調を合わせて進んでいこうということになってございます。

そこにいろいろダム事業のこれからの計画も示しておきました。それから筒砂子ダムの800億でございますが、その投資プログラムも示しておきました。

今後、800億ではございますけれども、現在検討しております、技術開発が進んでおまして、100億円のオーダーのコスト縮減を図るというようなことで、事業費を大幅に圧縮した形で今後進めていきたいというので、ダムの構造、そういったものを見直しを図っているところでございます。

そういったことで、ぜひ、来年度から本体着工に向けた調査、これはアクセルを踏まさせていただきたいと、こんなことで今回お願いしたいと思っております。

森杉部会長 どうぞ。ご質問、ご審議をお願いします。時間オーバーしておりますが、せっかくのご説明でありますので、ぜひとも。お時間が緊迫している委員の方々もおられると思いますが、当面質問だけでも、あるいはご意見だけでも。加藤先生。

加藤委員 時間がないんですが、今、課長から説明あった内容でいいのかなと思ってますので、はい。

森杉部会長 いかがですか。こちらの方は基本的な方針で、既に十分検討してきているからいいということですかね。5年前でしたっけ。

河川課長 平成14年度です。

森杉部会長 そのときに、知事も含めて検討されて決定されたのですよね。

河川課長 そうです。

森杉部会長 その方針を今も継続しているという理解でよろしいのですね。

河川課長 ただ、今までは水文調査だけだったんですけれども、来年度からは工事を本格

的に着工するための設計、環境アセスメント、用地補償、そういったものに、長沼ダム completion がめど立ちましたので、やっていきたいということでございます。

今、フィルタイプダムで、98メートルのフィルタイプダムということで、結構えらくコストが高いんですよ。それを台形ダムという、コンクリートのダムが技術開発されていまして、そうすると3分の1の断面で済むんです。そういったことも……

森杉部会長 それは今回の調書にありますか。

河川課長 それはちょっと示していませんが、そういう検討も進めていまして、大体そうすると、それとか、あと、いろいろそれに加わって、これからなんですけれども、道路のつけかえとか、そういったものもコストを下げることができるし、いろんな面で堤体が小さくなることによるメリットが非常に多く出てくるということで、200億ほどを、今、コストが下がるのではないかと、概算です。これから設計しませんがあれなんですけれども、そういった見通しで、絶対800億かからない形でやっていきたいと思っております。

森杉部会長 お任せしましょうか、この件は。両方ともこのふたつのダムは県の方にお任せしたと思ってましたが。次回に、議論することがある場合もあるから、当面、今日決定するのはやめておきましょうか。それとも、筒砂子ダムの方は県の方針にお任せすると、今日決めてもいいのではないかと思いますがいかがでしょうか。

沼倉委員 分科会の方がいいんじゃないかと。

森杉部会長 分科会ですか。

河川課長 川内沢だけで……。

森杉部会長 だいぶ川内沢とは違うような気がします。それでは、分科会で検討して頂けますか。

田中委員 いや、二つ比べると、結構争点が違っているなと思っているんですね。

森杉部会長 やはり、今日決めましょう。
これで、これはお任せすると。知事も入り込んだ形での検討も続けてきたものですから、これもお任せするというでいかがですか、皆さん。よろしいですか。
(「はい」の声あり)

河川課長 ありがとうございます。

森杉部会長 以上で審議が終わりました。また、大幅な時間延長申しわけなく思っております。

事務局の方、一応これでよろしいですね。

はい、どうぞ。

沼倉委員 担当するのが、二つに分かれるので、私の担当はどこどこかというの、北と南という話だったんですが、事務局からご連絡いただければと思うんですが。

森杉部会長 事務局で、わかりますか。

行政評価室 ちょっと正確には、今わからないので、沼倉先生に、以後に連絡するようにいたします。

森杉部会長 どちらが北ですか。どこから南ですか。

行政評価室長 すみません。それでは、漁港の分科会3と4の詳細の部分については、至急整理しまして、あと各委員の先生方にご連絡したいと思っています。

それから、先ほど部会長からご提案ありました分科会の一つ追加の部分に関しましては、部会長と、それから田中副部会長とそれから加藤委員の合計3名がメンバーで……。

森杉部会長 僕は入らず、加藤先生と徳永先生と沼倉先生。

僕はいいチャンスだと思いますよ。色々な問題点があつて。住民反対運動が起きますからね。起きてるかもしれないが。あまりダムをつくることに対しては、皆さん、それほど賛成的な意見持っていませんのでね。各県とも僕が知っている限り、色々なところでもめていますからね。分科会ができるような状況はいい環境じゃないかと思っています。

行政評価室長 それでは、ちょっと確認します。第5分科会につきましては、田中副部会長、加藤委員、徳永委員、沼倉委員の合計4名というところで、7月中の開催の予定で、後日、日程調整させていただきます。

それから、事務局から二つほど御連絡があります。

まず、一つは、本日、決定にならなく詳細審議いただくことになった事業に関しまして、今日発言できなかった内容に関しましては、ご意見、ご質問等を事務局あて今月の16日までにファクス、または電子メールでお寄せいただきますよう、よろしくお願いいたします。

次に、今後の日程につきましては、分科会につきましては、これから各委員の先生方にご通知申し上げますので、よろしくお願いいたしますと思います。

事務局からは以上です。

森杉部会長 はい、ありがとうございました。それでは本日はこれで終わります。3時間という長時間にわたりましてご審議いただき、どうもありがとうございました。

課長、どうもありがとうございました。

司 会 以上をもちまして、公共事業評価部会を終了いたします。

どうもご苦労さまでございました。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名人 遠 藤 勝 彦 印

議事録署名人 長 田 洋 子 印